

議案第 8 号

勝山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

勝山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 2 8 年 6 月 9 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令に伴い、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

勝山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年勝山市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
目次 第 1 章 総則(第 1 条―第 22 条) 第 2 章 家庭的保育事業(第 23 条―第 27 条) 第 3 章 小規模保育事業 第 1 節 通則(第 28 条) 第 2 節 小規模保育事業 A 型(第 29 条―第 31 条) 第 3 節 小規模保育事業 B 型(第 32 条・第 33 条) 第 4 節 小規模保育事業 C 型(第 34 条―第 37 条) 第 4 章 居宅訪問型保育事業(第 38 条―第 42 条) 第 5 章 事業所内保育事業(第 43 条―第 49 条) 第 6 章 雑則(第 50 条) 附則 附 則 1～5 (略) (新設)	目次 第 1 章 総則(第 1 条―第 22 条) 第 2 章 家庭的保育事業(第 23 条―第 27 条) 第 3 章 小規模保育事業 第 1 節 通則(第 28 条) 第 2 節 小規模保育事業 A 型(第 29 条―第 31 条) 第 3 節 小規模保育事業 B 型(第 32 条・第 33 条) 第 4 節 小規模保育事業 C 型(第 34 条―第 37 条) 第 4 章 居宅訪問型保育事業(第 38 条―第 42 条) 第 5 章 事業所内保育事業(第 43 条―第 49 条) 第 6 章 雑則(第 50 条) 附則 附 則 1～5 (略) <u>(小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</u>

(新設)	6 <u>保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</u>
(新設)	7 <u>前項の事情に鑑み、当分の間、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。</u> 8 <u>第6項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</u>
(新設)	9 <u>前2項の規定を適用する時は、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。